

7 学校感染症の種類と出席停止の措置について

「出席停止」は学級や学校での伝染を防ぐためでもあります。何より子ども自身の治療と休養のためのものです。

〈学校感染症にかかったら〉

- 1 学校から治療届をお渡しします。
- 2 医師の診断により登校許可が出たら、治療届に保護者が必要事項（病名・出席停止期間・病院名・印）を記入し、担任に提出してください。（診断書は必要ありません。）

※治療届の提出は、出席停止期間あけに学校でお渡しします。そのため、提出は登校後になりますが、問題ありません。

※主な学校感染症は以下のものです。欠席扱いにはなりません。

対象疾患	出席停止期間の基準
○インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
○新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状軽快後一日を経過するまで
○百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
○麻疹	解熱した後三日を経過するまで
○流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
○風しん	発しんが消失するまで
○水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
○咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○流行性角結膜炎 ○腸管出血性大腸菌感染症 など	感染のおそれなくなるまで

た かんせんしょう
<その他の感染症>

ほか じょうけん しゅつせきていし そち ひつよう かんが しっかん
この他に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患

きほんてき びょうけつあつか
(基本的には病欠扱いです)

- ようれんきんかんせんしょう せいかんえん てあしくちびょう でんせんせいこうはん びょう
・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑（りんご病）
- ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 りゅうこうせいおうとげりしょう
・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・流行性嘔吐下痢症
- みず でんせんせいなんぞくしゅ でんせんせいのうかしん
・水いぼ（伝染性軟疣腫） ・伝染性膿痂疹（とびひ）